

議事日程第4号

平成18年3月3日(金)

第1 議案上程(議案第3号から第49号まで及び報告第1号)

質疑、常任委員会付託

第2 予算特別委員会設置、付託

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(36人)

1番 佐藤 巳次郎	2番 高野 寛志	3番 夏井 清勝
4番 大淵 與吉	5番 三浦 利通	6番 吉田 清孝
7番 佐藤 寿男	8番 木元 利明	9番 中田 敏彦
10番 中田 俊雄	11番 戸部 幸晴	12番 船木 重秋
14番 畠山 富勝	15番 吉田 孝一郎	16番 古仲 清紀
17番 船橋 金弘	18番 大森 勝美	19番 小松 穂積
20番 安田 健次郎	21番 佐藤 美子	22番 笹川 圭光
23番 船木 茂	24番 越後 貞勝	25番 三浦 悦朗
26番 船木 正博	27番 柳 楽芳雄	28番 佐藤 善市郎
29番 鎌田 清太郎	30番 竹村 健一	31番 相澤 哲夫
32番 佐藤 俊一	33番 加藤 春吉	34番 中田 謙三
35番 高桑 國三	36番 吉田 清美	37番 杉本 博治

欠席議員(1人)

13番 三浦 一郎

議会事務局職員出席者

事務局長 菅原 政義
次長 加藤 謙一

局長補佐 小玉一克
 主査 畠山隆之
 主査 湊智志

説明のため出席した者

市長	佐藤一誠	助役	佐藤文衛
収入役	伊藤正孝	教育長	高橋金一
監査委員	加藤金一	企業管理者	小野忠儀
総務企画部長	板橋継喜	市民福祉部長	三浦正勝
産業建設部長	山口淨児	若美総合支所長	畠山信英
病院事務局長	中川良一	教育次長	宇佐美金治
企業局長	西方文太郎	農業振興局長	三浦光博
企画政策課長	高桑直廣	総務課長	沖口重博
財政課長	武田英昭	福祉事務所長	今泉金正
農林水産課長	清水博己	地域振興課長	加藤透
病院総務課長	夏井八洲夫	会計課長	佐藤隆二
選管事務局長	佐藤龍雄	監査事務局長	小坂幸明
農委事務局長	佐藤康利		

午前10時 3分 開 議

○議長（杉本博治君） これより、本日の会議を開きます。

三浦一郎君から、欠席の届け出があります。

議事に入る前に、市長から発言の申し出がありますので、これを許します。佐藤市長

【市長 佐藤一誠君 登壇】

○市長（佐藤一誠君） 皆様おはようございます。本日の議事に入ります前に、特にお許しをいただきまして、みなと市民病院の医師の確保について、ご報告申し上げます。

昨日、夕方、秋田大学医学部第2外科より、4月から外科医師、常勤医師1名を派遣することに内定したとの連絡を受けました。今後とも、引き続き医師確保にはあらゆる手段を駆使して努力してまいりたいと存じます。

以上、報告申し上げます。

○議長（杉本博治君） 本日の議事は議事日程第4号をもって進めます。

日程第1 議案第3号から第49号まで及び報告第1号を一括上程

○議長（杉本博治君） 日程第1、議案第3号から第49号まで、及び報告第1号を一括して議題といたします。これより議案に対する質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

2番高野寛志君の発言を許します。2番

○2番（高野寛志君） おはようございます。ただいま市長から医師の派遣が、もう1名増えたと、いくらか明るいニュースで良かったかと、そう思っております。

通告に従って質問いたします。病院経営についてですけれども、1点目は、平成17年度補正予算で、一般会計から3億3千万円の多額な金額が病院会計の方に繰り入れられて、それで不良債務を、本来であれば平成18年度に解消すると、そういう病院健全化計画を策定してきたわけですが、どういうわけで17年度に解消するようになったのかですね。予定を1年繰り上げた理由は、どういうわけなのか、その辺の事情について、説明をお願いします。

それから、2番目は、17年度の病院会計の予算で、年間の患者数が5万7千816人から、6千531人を減少して、この減少率というのは11.2パーセントです

ね、入院が。それで、外来が13万543人の予定が、補正でマイナス4千422人と、3.3パーセント減だと。大分減少率が大いんですけれども、その理由はどうしてなのか。これだけ減少して、金額においても約2億7千万減額補正していますね。2億7千万というのは、大変大きな数字なわけですし、ちょっと信じられないというのか、病院に対する評価が低くてそうなっているのか、何か致命的な欠陥があってそうなったのか。まず、この減少の理由について、説明をお願いします。

それから、3番目、18年度の病院予算で、約5億3千万円の赤字が出る予定ですね。それで、これでいくと、減価償却費が2億2、3千万ですので、普通に考えると約3億円の不良債務が新たに発生するんじゃないんですか。この不良債務の発生はどういうふうになってきて最終的に発生してくるかわからないけれども、20億ぐらいの売り上げに対して5億3千万円の赤字だと、必ずそういう事態になってくると思われるんですけれども、そういう懸念、重大な懸念があると思うんですけれども、そうじゃないんですか。それで、私が思うには、この赤字幅が5億3千万円どころか、もっと大きくなる可能性があるんじゃないかと。そういう懸念というか、予想されるわけなんですけれども、そういう心配はないのかどうか。

それから、4番目。病院の赤字経営で今回3億3千万円補正予算で一般会計から投入しているわけなんですけれども、今度、こういう調子で病院が大幅な赤字で、一般会計から3億だ4億だと、そういうふうに投入していくと、一般会計がパンクしてしまうと。それで、私はこれ、財政再建団体に入る可能性が非常に高いと思っております。例え、再建団体にならなくても、非常に近い状態にもう入っていると。財調が1億3千万円ぐらいしか残高ありませんね、それで、病院の赤字を埋めるために3億だ4億だっって突っ込んでいった場合、お金がないから、実質収支が赤字になると。それから経常収支比率も93パーセントぐらいですね、あと一つだけ残ってるのは、公債比率はそんなに高くないんだけど、実質収支が赤字になった場合、それと、経常収支比率が非常に高い。もう財政再建団体に非常に近い状態じゃないかと。だから、病院に足を引っ張られて、男鹿市の財政がしびれてしまうと、そういう可能性があると思うんですけれども、その辺について、病院の赤字との関連でね、どう考えているか、その点ですね。

それから、医師不足というか、医師の充足ができない状態。今朝、今、市長から1

人充足できると。しかし、常勤医師の不足の状態は変わらないわけですね。それで、話聞くとところによると、8月ですか、その頃にもう1人の内科医師が辞める予定だと、我々は聞いているわけですがけれども、基本的に常勤医師が不足である、そういう状態は変わらないわけですね。それで、そういう医師不足の状態では診療体制を組めるのか。特に、入院をどうやっていくのか、今のままの180床ですか、病床、その入院患者を収容して、医療体制を組んでいけるのかどうか、これも非常に厳しい状態じゃないかと思うんですけれども、そういうとりわけ入院体制について、診療をどういうふうに考えているのか、その点ですね。

それから、6番目として、この病院とか上水道、ガス、男鹿には公営企業を持っていますけれども、こういうふうに大幅な赤字が継続して、どんどん累積赤字が増えていく。病院の場合は、この3月末で累積赤字、確か20億超えるはずですね。それで、民間企業であればもう倒産状態で、会社更生法とか、破産法の対象になると、公営企業は減価償却費等見なければいけない企業会計ですけれども、こういうふうに多額の赤字が累積してくると、公営企業については、会社更生法とか、破産法の対象にならないのかどうか。その点について、どう考えておりますか。民間企業であれば、会社更生法の対象である、公営企業だから、その心配はない。ないといっても一般会計で、どんどん突っ込まなければ運営ができないのでね、公営企業がまいるか、あるいは男鹿市自体の財政がまいるか、どちらかだと思うんですけれども、公営企業の会社更生法の対象になり得るものなのかどうか、その辺について、お知らせ願いたいと思います。病院経営については、まず、そのくらいです。

それから、もう一つは、市長の政治責任についてお尋ねしたいと思います。

それで、それに関連して第1点としてね、12月議会では、病院の院長を極力慰留に努めて残ってもらうようにすると、そういう答弁してましたね。それが1カ月か2カ月で辞めてもらうと。どういうわけで12月から1カ月、2カ月でそういう言うことがころころ変わるのか。こういうのを朝令暮改というんじゃないんですか。朝言ったことを夕方なつてころと変わっていくという、そういうことでは、発言なり、政治に信用をおけなくなるんじゃないか。この辺の事情、どうしてそうなのか。まず、それが一つですね。

それから、先日の魁紙上にありましたけれども、赤字原因は院長の経営手腕にある

と考えて、辞めてもらう。どうもこの記事を見て、私は非常に不満というか、不思議に思ったんですよ。それじゃ院長を任命した任命権者としてのね、市長の責任はどうなるんですか。ただ、トカゲのしっぽ切りみたいに、院長に赤字の責任を負わせて、自分の責任については、どう考えているのか。

それで、病院は7年ぐらいになりますね、最初の開設にあたって、いろいろ事業計画を立て、市長が最終的には提案して、そして開設して、開設者、それでずっと今日まできてるわけですね。だから、一番の責任、最高責任者は市長だと思うんですよ。だから、どうもね、人ごとみたいにしておかしいなと。

それで、もう一つね、きのう、おとといあたりの一般質問に対してですよ、人心一新を図るために院長から辞めてもらうことにしたと。その話聞いて、私不思議でならないんですよ。人心一新というのは、自分、最高責任者の自分を含めて人心一新ならわかりますよ。それ人のせいにして、人心一新ってどこから出てくる言葉なのかと。筋違いだと思うんですよ。それで、今、選挙期間近くになったので、我々、市民と接触する機会も多いんですよ。この新聞見た市民がたくさんおりますね。何人からもね、何と院長辞めるより市長辞めてもらった方がいいと、話が逆じゃないかと、何人も言いますよ。私もそう考えます。こんなに何億もね、赤字をつくって、累積赤字何十億もつくっててね、それで、経営責任を院長だとか、この院長の時代になって赤字が発生したわけじゃないんですよ。最初から赤字なんですよ。だから、全然責任の所在についてね、方向感覚がおかしいんじゃないかと。やっぱり、政治家は自分に厳しくしなきゃいけないですよ。まず、人心一新というのは、全然私ぴんどこないし、その辺どう考えてるんですか。自分を含めて人心一新しなきゃいけない。

それで、またですね、いろいろしゃべってきてる、2年ぐらい前に私市長にね、この病院経営の政治責任を取るべきじゃないかと、そう詰め寄ったことありますね。それに対して、市長は、病院の経営を立て直すのが自分の責任だと、だから、病院経営に一生懸命頑張るので、それが自分の責任の取り方だというようなことをおっしゃってますね。しかしね、それから2年も経って、ますます泥沼でしょう。全然結果が良くないです。全然結果が良くないし、実行もされてないと、再建を。そうであれば、自分の責任を感じてもらわなければいけない。それで、12月議会の一般質問で、夏井清勝議員が、市長に厳しく病院経営に関連して詰め寄ったことありますね。それ

を傍聴した市民の中で、何とそれでは市長かわいそうだと。変な市民もいるものだなと私思ったんですけれども、むしろ市長かわいそうよりも、市民がかわいそうでしょう。この膨大な赤字、財政危機がね、借金も含めて全部市民に、後世に残っていくんですよ。市長一人で背負いきれるものじゃないしね、市役所で背負いきれるものじゃない。みんな市民に残っていくでしょう。だから、市民が一番かわいそうなんじゃないんですか。その辺についても、どう思いますか。

まず、そこら辺について、1回目の質問終わります。

○議長（杉本博治君） 佐藤市長

【市長 佐藤一誠君 登壇】

○市長（佐藤一誠君） まず、最初に一般会計からの財政の投入について、いろいろご質問がございました。この件については、病院が、やはり市民の生命と健康を守るために、何としてもなくてはならない施設として、市民には大変大事な施設であるということで、何とか休まずに、今後も引き続き経営させていきたいということで、財政計画ともならみ合いながら、この病院を支援してまいりたいと。その辺は、健全経営、健全な市政の財政運営を考えた上で、今後とも実施していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

それから、病院の、私の責任についての一連のお話でございました。きのうも申し上げましたけども、病院の最終責任は私にあるということは認識しております。そういった中で、今回、病院のイメージといいましようか、病院に対する市民のいろいろな不満、ご意見などございました。そういうものをこのたび払拭して、新たに心機一転スタートするというイメージづくりもありまして、今回、頑張っていたいただいた院長にも、退陣をしていただいて、新しい体制でやっていきたいというその一念で、今回はこういう形にしたものであります。今後、新しい院長とともに、新病院を市民から本当に愛される病院としてやっていけるように、新しいイメージで、新しい感覚で、新体制で、今後やっていきたいという一念でございますので、ご理解いただきたいというふうに思ひます。

このたびのいろいろな一連の病院の医師の退陣については、さまざまな理由があると思ひますが、一人ずつご意見を聞いて慰留に努めましたけれども、はっきりした理由というか、それは自分が独立をして開業していきたいということが、大きな理由で

ございました。さまざまな方々から、こういう意見を聞きながら、今後、病院の、このみなと病院のあり方、どうしてやっていけるのかということも、今、この急場は医師の補充をして、そして、まず経営を続けながら、将来のことについて、また議員の皆様と相談し、より良い経営ができるように努めていきたいと。その一念で、今、頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

そのほかの質問につきましては、病院の方からお答え申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（杉本博治君） 中川病院事務局長

【みなと市民病院事務局長 中川良一君 登壇】

○みなと市民病院事務局長（中川良一君） それでは、不良債務の件につきましては、私の方から答弁させていただきます。

17年度の不良債務の件でございますけれども、これの解消ということで、どのような形でなってるのかと、こういうことでございますけれども、17年度は、当初予算では3億900万ほどの財政支援を受けると、そういう形で予算がございましたけれども、17年度の収入が非常に伸びてこないと、そういったことで、また、平成14年度からの財政、病院の経営健全化計画が始まってございますけれども、18年度見た場合も、非常に医師の充足が、あるいは退職する医師の方々がおりまして、非常に厳しいと、そういう関係で17年度において不良債務を解消して、18年度に向けてさらに頑張っていこうと、こういった形で平成17年度においては、財政当局の方に3億3千万ほどの財政支援をお願いしたと、こういう形になってございます。それから、平成18年度の不良債務の見通しと、そういうようなことでございますけれども、今、議員の先生の方からどれくらいになるのかと、そういうような話でございました。確かに、予算といたしましては、単年度で5億2千万円ほどの赤字予算を組んでおるわけでございますけれども、不良債務としては、先ほどおっしゃられたとおり3億を超える不良債務になると。おおよそ3億6千万ほどの金額になるんじゃないかと、そのように推定してございます。

それから、今後の診療体制のことでございますけれども、入院の方につきまして、どのような形になっていくのかと、これにつきましては、院内の先生方が十分検討してございます。そうした形で、どうにか患者さんの方は診ていまいしょうと。そうい

うようなことで話し合われてございます。特に神経内科の患者さんが入院といたしまして、現在、40人、37、8人ですか、ございますけれども、この患者さんにつきましては、院内の診療体制の中で十分に診ていこうと、そういったことで話し合われてございます。おそらく、18年度もこういった形で進んでいくものと私はそのように承っております。

すいません、あと医師の充足の件でございますけれども、これにつきましては、今、いろんな市の方の市長さんはじめ、病院にも行ってきまして頑張っているわけですが、何といたしまして、医師の供給の最大の担い手は秋田大学の医学部でございますので、こちらの方に順次、さらに要請ということを進めていきたいと。そして、また同時に秋田市内の総合病院の方にも、どうにか診療応援できないかと、こういうふうな形で今要請してございます。そういったことで、今後はさらにその要請を強めると同時に、臨床研修の病院ということが、ちょっと今盛んに言われておりますけれども、単独型の臨床研修病院の方にも、どうにか私どもの病院を協力型の臨床研修病院にしてもらえないかと、そういう形でどうにか研修医の先生を派遣していただく方向性を取ろうと、そういうふうに今模索してございます。

今、秋大病院の方の教育型病院になってますけれども、秋田市内の方の病院からは、協力型では参加をですね、承認、了承得ると、そういうことでございます。さらにこれを強めていきたいと、今、そのように考えてございます。

もう一つは、患者さんの動向でございますけれども、今、やはり方々の病院で入院患者、外来患者がかなり減少している傾向が出てきておりますけれども、特に外来患者さんにつきましては、やはり処方せんの発行が非常に長期投与と、そういったことが非常に影響あるんじゃないかなろうかと、さらには、負担額の問題もあるんじゃないかなろうかと、そういった関係で、減少をたどってるんじゃないかなろうかと。さらには、常勤医師の関係で、先生方が、現在も秋大病院なり、厚生連の病院の方からも応援してきてございますけれども、やはり、何と申しまして常勤でない、うまくないのかなと、そういったことも一つ影響があるんじゃないかなろうかと思っております。

また、入院患者さんにつきましては、これはやはり昨年の夏場がですね、非常に落ち込んでございました。やはり、これは平均在任数とか、そういった関係も多分にして影響があったんじゃないかなろうかと、そのように推定してございます。

あと、もう一つは、累積赤字が重なっていった場合の再建団体にかかわる、というよりも、民間では、会社更正法とか、いろいろなことを模索しながらやってるんじゃないかなというふうなことでございましたけれども、これにつきましては、法的なことでもございまして、私も不十分なところがございますので、いろいろ研究させて、また、市当局の方とも連携を取って、どうなってるのか考えていきたいと、そのように思います。

私の方から、以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（杉本博治君） 再質疑ありませんか。2番

○2番（高野寛志君） 1点目はね、どうして17年度で3億3千万円突っ込んで、不良債務を解消したのか、しなければならなかった、その事情について。例えば、県とか国とかそういう方面から、不良債務が17年度で解消しなさいよとか、何かそういう指導でも入ったのか、どうしてもそうせざるを得なかったのか、そこら辺の事情について、お知らせ願いたいと。

それで、患者数が大幅に、入院患者が減った、その理由、理由といっても結果が減ったんだから、何ともならないですけどもね、一番の理由は何でしょうかと。例えば、入院がね、11.2パーセント、6千531人計画より減った一番の理由は、どういう点にあるか。

それから、局長の答弁の中でも、不良債務がまた新たに発生するだろうと、18年度。私もそう見てるんですよ。これだけの赤字が発生すれば、また当然不良債務。それで、局長は、約3億6千万ぐらい発生するんじゃないかとおっしゃいましたね。私も3億ぐらいはこれ出るんじゃないかなと。減価償却費はカットしても、出る分は赤字が、減価償却費をカットに入れておいてもそのぐらい出ると。そうすると、また、病院健全化計画をつくって、何千万、何億というのを一般会計から突っ込んでいかなきゃ病院の資金繰り、収支、やっていけないんですね。だから、そうなれば、男鹿市の一般会計の財政がもたなくなると、3億も4億も突っ込めばね、そういう懸念が十分あって、それ突っ込んでいけば、だから1回目のとき話したように、再建団体に入る可能性がきわめて高いと、そうじゃないんですか、市長さん。

だから、ずるずるしてるのが、一番うまくない。何と大変だというその危機管理というんですか、そういう目標意識でね、何とか体質改善を図らなければ、病院のため

に男鹿市が沈没すると、そう申し上げているわけですよ。その辺の危機感というんですか、認識というんですか、持ってるんでしょうか。どうなんですか。非常に危ない状態だと思いますよ。実質、もうそういう、表面上の数字はどうか免れているけれども、そういうもう段階に入ってるんだと、男鹿市の財政が、そう思っていかなきゃいけないんですよ。

それから、市長の政治責任についてですね。政治というのは、やっぱり結果責任だと前にも申し上げました。いいことをやろうと、皆悪いことをやろうと努力してるわけじゃない。皆いいことをやろうと努力して、計画を立てても、あまりにも結果が悪ければ政治というのは結果責任を取ると、それが道理というか、考え方でしょう。政治に対する。20世紀の最大の何というか、社会学者というか、宗教、社会学者マックス・ヴェーバーに職業としての政治という本がありますね、小さい本ですけど。それは、職業政治家が、政治家としてどういう心構えで政治に取り組んでいかなきゃいけないか、そういうことを熱く問っているわけですよ。やっぱり使命感とか倫理観とか、そういう政治家には強い道徳性が求められると。私もそう思うんですよ。私もそういうかけらもあまりないけれども、やっぱりそうでなければね。だから、やっぱり市長の責任はきわめて重大だと、そう思いますよ。こういう状態にした当事者ですから。それで、一生懸命イメージを変えて頑張ると。じゃあ来年でも本当にそうなるかといえば、私全然信用おけないんですよ。その都度そういうような逃げの答弁というのか、保身の答弁というのか、そういうことで、ずるずる何年もやられたんじやたまったものでないと、そう思うんですよ。そうじゃないですか。やればやるほど傷口が広がって、どうしようも、収拾がつかない状態になってるでしょう。それで、何億も何十億も赤字で、こういうピンチになればね、その9月議会ですか、入湯税の徴収について、市長、助役等が責任で10パーセント、3カ月間、私そのとき2千万と20万、30万全然釣り合わない、そんな責任の取り方ないでしょうと、そう申し上げましたけれども、何億、何十億の単位に入ってるものをね、きのう共産党の議員さん、巳次郎さんですか、きのうですか、おとといですか、市長の給与を下げるべきだと、そういう質問して、それは検討するということですけども、これだけ重大な政策上の誤りというか、結果が出ていてね、私は100パーセント市長報酬返上するぐらいでなければいけないと思うんですよ。だから、辞任か、もしくは報酬の100パーセント

カットぐらい、十分値すると。やっぱりね、あまり言いたくないけれども、こんなことを放置しておけば、男鹿市がもう既に大変な状態に入ってるんですからね、もうちょっとぴりっとしてもらわなきゃいけないしね、私、議会ももっとぴりっとしなきゃ、こういうときは議会が不信任案を突き付けて成立させて、それに不満であれば、市長が議会を解散すると。市長もまた出直し選挙をやって、それこそ人心一新というのはそういうことですよ。そうするのが政治の筋だと思うんですよ。どうでしょうか。

○議長（杉本博治君） 夏井病院総務課長

【病院総務課長 夏井八洲夫君 登壇】

○病院総務課長（夏井八洲夫君） 高野議員から、患者数がそんなにどうして減少したのかという質問に対してお答えいたします。

実は、今年度、17年度は、医師が退職するという話が出る前、4月、5月、6月、7月当時から、ことし特異でありましたけれども減っております。それで、去年の5月が4千800人ほどの入院患者があったのが、ことしは4千500人ぐらい、5月、6月は4千900人の去年に対して4千300人、7月なると5千100人いてあったのが4千3人という、もう1千人近い単位で、4月、5月、6月で大きく落ち込んでしまいました。それにそういう実績を踏まえて、当然当初予算はそこまでは想定しないまで、一定のレベルで組んでいるわけですが、とにかく、実績で既に落ち込んでしまっていたということでもあります。さらに、後半になって、医師が退職するといういろいろな噂、風評が出たために、予算を組む際に、2月、3月は例年のようには組まれないだろうということで、例えば、3分の2しか見ないとか、神経内科はもう3月はほとんど見られないとか、そういう調整をしたために、今回の補正予算は大幅に減っております。今は入院であります、外来においても4月は1万1千300人去年あったのが1万281人、6月なると1万1千100人の外来に対してことしは1万520人、7月は1万1千489人に対して1万486とか、それから12月は、補正予算組むには12月までの実績を基に、あと1、2、3は推計です。それで、12月が1万1千90人いてあったのが、ことしは1万323人ということで、いわゆる実績の段階で、既に入院患者が大きく落ち込んでいたものに対してプラスして後半の2月、3月の調整がかかったために、議員の指摘しているとおり、大幅な患者数の減少が起きたものでありまして、当然、それに伴って収益もまず落ち込んだ、そう

いう状況でありますので、よろしく願いいたします。

○議長（杉本博治君） 中川病院事務局長

【みなと市民病院事務局長 中川良一君 登壇】

○みなと市民病院事務局長（中川良一君） 不良債務の件ですけれども、平成17年度におきまして、大体先ほど申し上げましたように、予算の既決予算といたしまして3億900万ほどの財政支援を受けたんでございますけれども、この平成17年度の決算におきまして、大体3億3千万ほどの不良債務が生じるんじゃないかと、そういったことを勘案しまして、財政当局には、これをですね、17年度で解消しないときには、これがそのまま次年度に繰り越されるもので、大体そうしますと18年度は、医師の退職によって、収入の伸びが非常に伸びないと、落ち込むと、そういったことを勘案しまして、先ほど、議員の先生からお話ありましたように、3億超える不良債務が18年度では発生するんじゃないかと、そういう話がありました。そうしますと、この17年度で財政支援をさらに受けない場合は、その3億3千万が、18年度に繰り越されてきまして、おおよそ7億円前後の不良債務が想定されると。そうした場合、18年度での単年度で果たしてそういったことが可能なかどうかと、そういったことを私ども病院の方では非常に心配しまして、どうにか17年度でとりあえずは解消する方向性で、18年度さらに頑張っていくんだということをですね、お話しまして要請したと、そういうところでございます。

以上でございます。どうか、よろしく願いいたします。

○議長（杉本博治君） 佐藤市長

【市長 佐藤一誠君 登壇】

○市長（佐藤一誠君） 再質問にお答え申し上げます。

高野議員からも以前から、この病院は、民間にも考えると、いろんな方法があるんじゃないかというご意見もいただいております。そういったもの含めてですね、今後、大改革、経営改革のために、今後これらを検討していきたいというふうに思っております。今、当面は医師の補充をしながらやっていくわけですが、大改革ということで、いずれこれらを専門のコンサルタントの方にコンサルティングをしていただきながら、この経営の規模、それから病院の医師数、あるいは病床数、そういったものを勘案しながら、この地域でどのぐらいの数の病院がいいのか。それからまた、救

急患者は、どうしても扱っていかなくちゃいけませんので、救急体制の確立と、それから地域の診療所がありますので、へき地診療所のこれも確保していかなくちゃいけませんので、そういった対応も市でやっていけなくちゃいけませんので、そういったもの含めて大改革をしていくことに、今後、大至急検討していきたいと思っておりますので、私の責任を、それで何とか頑張ってやっていきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（杉本博治君） さらに質疑ございませんか。

○2番（高野寛志君） 終わります。

○議長（杉本博治君） 2番高野寛志君の質疑を終結いたします。

次に、4番大淵與吉君の発言を許します。

○4番（大淵與吉君） おはようございます。

私からは、予算的な面につきましては、後ほどの予算特別委員会でもって質疑させていただきたいと思っておりますので、この総括質疑におきましては、政策的な面、若干お尋ねしておきたいと思っております。というのも、私がこれまで一般質問で質問いたしましたことに関連しまして、ひとつお聞きいたしたいと思っております。というのは、私は、9月議会におきまして、一番この男鹿市にとりましても重要な問題でございます国道101号線の問題と、それからようやく14年の年ですか、開通いたしました日沿道、これが能代の浅内まで開通しております。そういう関係からいたしまして、琴丘に今インターチェンジができて、それから下がるアクセス道、これが男鹿方面に向かう道路もでございます。そういうことからいたしまして、その承水路に橋を架けたらどうかと、こういう問題を質問しております。

それで、この101号のことにつきましては、私は現在の路線は、ご覧のとおり野石に下がって、そして宮沢のあの細い道路、あれが国道でございます。曲りくねった道路でございます、全くこれが国道かという住民から呆れられているような状態でございますので、これを何とかバイパスに解消できないかと、こういうことを強く訴えておったようなわけでございますけれども、市長の答弁では、去年の9月の議会での質問でございましたけれども、8月に、前の8月ですから、16年度の8月に周辺町村の関係町村から集まっておきまして、勉強会を開いたと。そしてその中には、やはり現在のような路線では、どうしても狭くて拡幅できるような状態でないという

この意見が一致いたしまして、これはバイパスに変更すべきでないかと。それが、この間言いました八竜のメロン道路ですか、これに路線の変更をするように12月に、12月というと16年の12月でございます。12月に関係市町村長とともに国土交通省に要望してあると、こういう答弁でございました。

しかし、私はそういうことからしますと、今、既に1年以上経っておりますので、路線変更だけは実現できていたものだろうとこう想定しておりました。事業の実施そのものはまだまだでしょうけれども、路線変更だけはできておるだろうと、こう私なりに考えておりましたけれども、今回の市長の施政報告といえますか、重点施策の中にこの問題を取り上げておりますけれども、これを見ますると、牧野及び浜間口間の早期事業化、五里合及び若美区間の路線変更について、働きかけてまいりますと、こういう文面でございます。そういうところを見ますると、まだ全く路線変更が実現しておらないということに、私は解釈するわけでございます。そうでございますので、これまでの1年間、市長は、国土省なり、県なりに、どのような要望活動をしたのか。ひとつそこら辺を具体的にご説明いただきたいと思っております。

それから、2つ目のアクセス道路の問題でございます。

アクセス道路の面におきましては、この間の一般質問でも強く申し上げましたけれども、あれに橋を架けた場合には、すぐ宮沢海岸に直結する道路に行き当たります。そうすると、宮沢海岸はご承知のように、日本の水浴場88選に選ばれました。秋田県一の水の綺麗な海水浴場であります。そして、その周辺には旧若美地区の相当の施設がございます。WAOをはじめコテージ、あるいはオートキャンプ場、あるいは資料館といういろいろな施設がございます。そうなった場合には、インターチェンジから下って来た多数のお客さんによって、波及効果は大変に大きくなるだろうと、こう思うわけでございます。また、今度路線変更を実現した場合には、国道101号とも交わるわけでございまして、そうした場合には、男鹿半島に対して1周するにも大変便利が良いと、そういうことから観光客も相当増大するのではなかろうかと、こういうことを申し上げておりました。そして、それに対して市長の答弁は、もちろんこれは、本道路の整備のためには、本市を、本市というのは男鹿市でございますね、琴丘町、大瀧村、日浴道、琴丘森岳インターチェンジアクセス道路の期成同盟会を設立し、国、県へ働きかけてるところでありますとこう言っております。

ですけれども、いろいろ私も調査しました結果、まだ県なりには、あまりこの問題を聞いておらないと、そういう方々たくさんおります。ですから、これとて本当に市長が力を入れておるのかどうなのか。橋を架けるといのは1年や2年で簡単にできる問題ではございません。ただ、計画に乗った場合には、これはそれなりに順調に進むと思いますけれども、いつの果てにこの計画に乗るのかどうか。どこまで要望活動をしているのか、そこら辺をひとつお尋ねしておきたいと思います。

以上でございます。

○議長（杉本博治君） 山口産業建設部長

【産業建設部長 山口淨児君 登壇】

○産業建設部長（山口淨児君） 私から、国道101号の整備についてお答えいたします。まず、バイパスと琴丘線のアクセス道路について、2件のお尋ねでありましたけれども、まず、国道101号整備については、これまでも関係市町村長で構成する連絡協議会というものがあまして、また、議会の特別委員会でもこれまで国に対していろいろ働きかけてまいりました。けど、やはり今は、羽立バイパスがまず優先だということで、なかなか浜間口地区の整備や、それからバイパスについて、聞き入れてもらえなかったということでもあります。

それで、このたび、去る2月17日により強固に国道101号を整備するということで、県の道路交通次長が会長を務める、しかも、関係市町村の首長、及び県の職員で構成する国道101号整備検討協議会が設置されました。そこで、いろいろ道路整備計画の立案とか、計画に対する具体的方策の検討などを調整したいと、調整するということでもあります。その中に、議員がただいまお尋ねのバイパス、あるいはアクセス道路について提案をしていって、計画に位置づけていきたいというふうに思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（杉本博治君） さらにございませんか。

○4番（大淵與吉君） 私の聞いているのは、山口部長の答弁はもっとも私わかります。18日の魁新聞にちゃんとその記事が載っておりました。ですけれども、あの記事を見ただけでは、まだまだこれからの段階のような記事なんですね。今、部長も答弁しましたけれども、私の今聞いているのは、市長がこの問題に対して、どのように県なり国に働きかけているのかと、1年以上も経っているので、どういう過程にどういう要

望、行動をしておるのか、そこら辺をひとつ伺いたいとこういうことを聞いておるようなわけでございます。それは、あとで市長から答弁していただきますけれども、そうすることで、私、先日、ある県会議員と話し合う機会をいただきました。そのときの話の中に、今言ったように、今の国道101号の路線変更は、これは野呂田先生も一生懸命ということも聞いておりますし、また、アクセス道路の承水路に橋を架けることは、これは大変な重要な問題であると。ですから、市をあげて、議会をあげて、ひとつ期成同盟会でもつくって、県なり国なりに猛烈に陳情したらどうかと、こういうことも私助言されました。そのときには、私も全力を尽くして協力いたしますからと、こういうことも言われておりますけれども、特別委員会の設置は、これは当然議会の問題でございますので、これから議会の場において検討していかなければならないんですけれども、私ももう少しで任期が切れますけれども、もう一度再任されますように、全力を尽くして頑張っておりますけれども、どうかして、この問題だけは、市、県、市議会ですね、あげて取り組まなければいけない問題だろうと思います。ですから、どのような要請活動をしてるのか、ひとつ承りたいと思います。

それから、市長の重要方針の中に、ことしは浜間口、牧野まで、大方できておると思いますので、浜間口から五里合までの面を重要に取り上げていくような構想のようでございますけれども、確かに浜間口、私も何回も見ております。片一方は海岸でございます。片一方は民家があり、そして田んぼがありますけれども、どこをどういうふうなコースでバイパスをつくっていくのか、浜間口の方々に聞きますと、一つもまだルートの話し合いがないと、そういう答えが返ってきております。まだ、それまで進んでおらないと思いますけれども、未だにこのように重点の施策の中に設けて取り上げておりますけれども、まだ全く進んでおらない状態ではないかと私はこう思いますけれども、これに対しても、これは山口部長でも結構でございます。ひとつお答えいただきたいと思います。

○議長（杉本博治君） 佐藤市長

【市長 佐藤一誠君 登壇】

○市長（佐藤一誠君） 大淵議員お説のこの橋のことについては、県の方に、まず、地方振興局、それから建設交通部に行った際にお話をしてございます。道路は、一朝一夕にいかないもので、なかなか、すぐにといい具合にはいかないのは、議員もご承

知のとおりと思いますが、ことあるごとにお願いはしてきております。まず、今後とも引き続き事業化図られるように努力してまいりたいと。皆さん、議会の方にも特別委員会がありますし、皆さんと一緒に、今後とも一日も早い実現に向けて進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解いただきたいと思っております。

○議長（杉本博治君） 山口産業建設部長

【産業建設部長 山口浄児君 登壇】

○産業建設部長（山口浄児君） お答えいたします。

浜間口地区のルート関係についてでありますけれども、先ほど申し上げましたように、今はまず羽立バイパスの完成がまず専決だということで、国ではそちらの方に重点的に取りかかっております。それで、まず、私どもとしては、この協議会にまたルートとか、そういうものを提案して、確かなものをつくっていききたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（杉本博治君） さらに質疑ございませんか。

○4番（大淵與吉君） ひとつ、市長から、今までより一層の努力を期待いたしまして、私の質問を終わりたいと思っております。

○議長（杉本博治君） 4番大淵與吉君の質疑を終結いたします。

次に、26番船木正博君の発言を許します。26番

○26番（船木正博君） おはようございます。

私からは、一点ばかりご質問いたします。平成17年度の一般会計補正予算の中で、市営野球場改修工事費2千13万円ほど予算計上されておりますけれども、そのですね、改修内容とその期間ですね、期間はいかほどかかるのか。そして、工事期間中の使用はどうなりますか。全面使用禁止なのか、ある程度一定期間使用はできるものなのかどうか。その辺のところご質問いたします。

以上です。

○議長（杉本博治君） 山口産業建設部長

【産業建設部長 山口浄児君 登壇】

○産業建設部長（山口浄児君） 野球場の改修についてお答えいたします。

この施設は、57年にできまして27年が経過しております。それで、施設全体が老朽化しております、特に、観覧席ですけれども、メインスタンドの外壁が、まず、

壁が一部崩れて、非常に危険な状態にあるということで、まず今回補正をお願いしたということでもあります。それで、予算額大体約2千万で、まず、期間としては繰り越し事業にしたいということで、4月からかかりますけども、4カ月間ぐらい要する見込みでありますので、よろしく願いいたします。

これはあくまでもすべて一般財源でありますので、よろしく願いいたします。

○議長（杉本博治君） 宇佐美教育次長

【教育次長 宇佐美金治君 登壇】

○教育次長（宇佐美金治君） お答えいたします。

工事期間中の使用についてでございますけれども、今、産建部長が言ったとおり、約4カ月ほどかかると。この間は、全面使用禁止といたしまして、使用可能期間は8月1日から10月31日までといたします。この間は、ひとつ若美中央公園の若美球場が、男鹿市営球場に優るとも劣らないほど立派な球場があります。そちらのご利用をひとつお願いしたいと思っております。

なお、このPRについては、毎年、各毎戸に発行しておりますスポーツカレンダーの方でPRをしておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（杉本博治君） 再質疑ございませんか。26番

○26番（船木正博君） おおよそ、4月から4カ月間ということで承りましたけれども、その期間にですね、行事等を予定されていると思うんですが、そういった行事等を予定されていた場合の、申し込みあった場合の対処方法ですね、どういうふうにお考えになっているのか。そのところをちょっと気になりましたので、きょうご質問しました。ということで、その場合の、これからの行事等あった場合は、どのように対処していただけるのか、その辺のところをお聞きいたします。

○議長（杉本博治君） 宇佐美教育次長

【教育次長 宇佐美金治君 登壇】

○教育次長（宇佐美金治君） 行事等がある場合は、小中学校の校長会、あるいは教頭会の方に逐次話をしておりまして、小中学校の大会等については、この期間は使用不能ということで、他の球場を利用するようにしております。

あと、一般の方々の使用につきましては、スポーツ振興課の方に問い合わせをすれば、その指導をしていきたいと、こう考えておりますので、よろしく願いいたしま

す。

○議長（杉本博治君） 山口産業建設部長

【産業建設部長 山口淨児君 登壇】

○産業建設部長（山口淨児君） 7年と申し上げましたけれども、53年でありますので、訂正させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（杉本博治君） さらにございませんか。26番

○26番（船木正博君） その期間は、ほかの他球場を使用するということになるわけですが、その他球場の紹介などのそういうふうな配慮等はしていただけるのでしょうか。この期間は、かなりそういうふうな行事がたくさん予定されてる集中的に予定されている時期だと思いますので、そういうふうないろいろな配慮等をいただければ助かると思いますけれども、そういうふうなところで、いろいろ何といいますか、申し込みがあった場合は、そういうふうな手配等もいろいろご配慮を願いたいなということをお願いします。

それから、当然若美球場の方を利用されるという状況になるとは思いますけれども、参考までにですね、若美球場の使用状況ですね、普段から頻繁に利用されているのか、その辺。あるいは、おそらくこれからサブ会場としても、大分利用される場所だと思いますので、その辺の維持管理等はしっかりなされているのかですね、その辺のところ、もう一度、要するに行事等、申し込みあった場合は、いろいろ配慮を願えるのかどうか。そして、若美球場の方の使用状況、頻度、それから維持管理もしっかりなされているのか、その辺のところをお尋ねいたします。

○議長（杉本博治君） 宇佐美教育次長

【教育次長 宇佐美金治君 登壇】

○教育次長（宇佐美金治君） 小中学校の使用につきましては、年度当初に行事調整委員会というのがありまして、これで年間のスポーツ行事の予定を組んでおります。そこで、既に市営球場はこの期間は使われないというようなことで、他の球場を使用することにしております。

それから、若美球場の使用頻度ということですが、やはり、普段は、若美の中学校の練習にもかなり使われております。それから、一般の野球の試合、あるいは小中学校の、小学校のスポーツ少年団の野球等で使用頻度は、それなりにある

とそう伺っております。よろしくお願いいたします。

○議長（杉本博治君） 26番船木正博君の質疑を終結いたします。

○26番（船木正博君） どうもありがとうございました。

○議長（杉本博治君） 次に、20番安田健次郎君の発言を許します。20番

○20番（安田健次郎君） いろいろご忠告いただきますけども、所管事項とか、所管外の何か規定があるそうなので、今度は所管外のやつのことだけしか聞けないということなようでね、実は、一般質問では取り上げなかった部分について、少しだけお聞かせ願えればなと。実は、中身の問題なんですけどもね、24号議案でね、職員の給与に関する条例の一部改正というのがあるんですけども、この中身ね、ちらちら読んでいきますとね、本来、一つは4級から3級に下がるんですけども、普通だと比較表でもあればなと思って見てたんですけども、これもなかなか議案説明の段階では、よくわからなかったので、この4級から3級に引き下がる弊害等がないのかどうかね、それをまずお聞きしたいなと思います。

それから、2つ目は勤務評定という言葉が出て、勤務評定、勤務成績と出てるんですけども、それで、初めてここの男鹿市の合併の議会に来た際に、何かそんな議論があったように伺ってます。あった感じがしますけれども、確か何人かのスタッフで職員の勤務を評価しながら、随時取り入れていくというふうな記憶が少しあるんですけども、この勤務成績に応じて行うものとするという条文があるんです。それからね、同じ6項にね、6条にね、4条の6項です。良好な成績で勤務した職員の昇給の号級を4号級の適応を受ける職員ということがあるんですけども、これもいわゆる私から言わせると勤務評定というかね、誰かが評価した上での号級の付け方だろうというふうに思うんですけども、この責任者とか、体制、スタッフはどうなってね、どういうシステムでこういう条例改正がなされるのかお聞かせ願えればなというふうに思います。

それから、いつも聞くんですけども、確かここでは職労という組織があるはずなんですけど、こういうことについての協議はなされて、合意を得ているのかどうかね、これもお聞かせ願えればなというふうに思います。そして、何よりも私の見る範囲内だと結構引き下がるような感じがしますけれども、これによる一般職員の給与の水準がね、どう変化してるのか、こちら辺についても、できれば詳しく教えてもらえれば、

審議上はかどるのかなというふうに思います。

同時にね、25号議案になると思うんですけどもね、これ消防団の、これまだ25号か、24号か。消防団の部分があるんですけどもね、これは8級から6級と一気に2級下がる。7級から5級という特殊な勤務の場合のね、この引き下げ方というのはね、どういう背景があるというか、どういう形でのこういう引き下げ、級の引き下げがなされたのか、ここら辺も少し詳しく教えてもらわないと、ただ、条文改正だけだと、わかりづらいところがあります。

それで、これも同じくどの程度の弊害あるのかどうかね、これもできればお聞かせ願えればなというふうに思います。

それから、もう一つはね、37号議案なんですけども、市道認定調書とありますけれども、これは関連質問ですけれども、この市道認定の場合の規格というのがあると思うんですけども、実は、審議上、先に話しますけれども、北部土地改良区の中で、県の工事で行われましたけれども、市道を認定してもらおう意味で、幹線道路ということの設計を組まれて、誰もが必ず市道認定なるものと思ってたところなんですけども、この間、いや、幅が狭くて市道認定ならんということで、あれと思ったんですけども、本来、そのための幹線道路という設計を組んだつもりでいたんですけども、そこに基準というの、どこまでどうなのかね、私方見る範囲内では市道以上に広いと思ってるんですけども、それが何かそんな話になって、これまだ定かに調査しているわけじゃないんですけども、役員の話ですから確かだと思えます。

ですから、逆に言えば狭くても市道認定は、基準があればできるのかどうかね。この点について、関連ですけれども、今、廃止したり、新しく付け加える庁舎があるんですけどね、これらの中身を見ると、本当に幅員があるのかどうか。ここら辺も詳しく教えてもらえればありがたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（杉本博治君） 板橋総務企画部長

【総務企画部長 板橋継喜君 登壇】

○総務企画部長（板橋継喜君） 議案の24号にかかる給与改定についてでございます。

今回、これ給与に関する条例の一部改正につきましては、国、あるいは県の人事委員会、人勧等の勧告に鑑みまして、職員の給与について、今回整備をします。それで

その主な内容でございますけれども、まず、一つは給与水準の是正ということで、平均4.8パーセントほど引き下げをいたしております。

それから、これは中高年齢層になると7パーセント程度になってございますが、それから、もう一つは給与構成の再編ということで、行政職、現在私どもの方は9級制を使用しておりますけれども、これが7級制になります。それで、その2級の統合するところは、現在の1、2級、1級は主事補ですか、2級が主事という、これが一つになります。それから4級と5級、4級は主査と係長のところが統合されます。そういうことで7級になります。

それから、あともう一つは切り替えの実施でございますけれども、これは18年4月1日からと、こういうふうに給料は下がりますけれども、ただし、経過措置として、18年3月31日現在に受けていた給料月額、これに達するまでの間は、新たな給料月額に加え、新しい給料表との差額分、これについては、給料として支給しますということになってございます。

それで、それからもう一つ改正点は、この昇給の時期がこれまでは4月、7月、10月、1月ということでございますが、これは年に1回にするというようなことがございます。それで、こういう主な改正、主な点はそこでございますけれども、それで、給与が変わることによって、どうなるのかということでございますが、格付けそのものは、現在の給料から率で下がることはございますけれども、弊害はないというふうに考えております。それから、実質的に経過措置がございまして、現在までの給料、3月31日現在の給料については、給料は下がりますが、補填はされるということでございます。

それから、この中にこれまでこの号を見ますと、随分細分化されてございます。これまで、1年に定時昇給というと1級、1号上がるわけでございますが、それが大体4号程度に、4号に分割されてございます。それで、これらにつきましては、国、県とも人事委員会の中で、勤務実績の反映をうたってございまして、それに鑑みてこういう制度に級を細分化していると。それで、これら、私どもの方は今、この勤務評定につきましては、以前から実施いたしてございます。ただ、これにつきましては、さまざま施行という形でやってございまして、まだ、さまざまな問題点もございまして、また、国、まだ確立もされてございませんので、合併してからも、まだ1年とい

うことで、統一的なものになってございませんので、これらについては、施行という形の中で実施していきたい、いずれそういう評定についての要綱が定まっております、これは一次評定者、あるいは二次評定者という制度ができてございます。

それで、これらのこの改正につきましては、職員団体との協議についてですが、これについては、協議をいたした上で提案いたしてございます。

それから、消防団の引き下げ、消防団の条例の改正でございますけれども、これについては、先ほど言いましたように、9級制が7級制に変わるということで、対応する級が変わるということで、実際にその中身については、費用弁償、旅費の部分での対応する級ということでございますので、実質その旅費の支給については変更はない、額については変更はないということでございます。

以上でございます。

○議長（杉本博治君） 山口産業建設部長

【産業建設部長 山口浄児君 登壇】

○産業建設部長（山口浄児君） 道路関係についてお答えいたします。

今、市内には現在1級2線その他路線を含めまして1千573路線あります。距離にして80万927メートルであります。それで、市道に認定されるためには、いろいろ基本的な条件とか、構造上の要件があります。例えば、議員がご指摘された路線について、何が不足であったのか、その辺についてさっそく調べてみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（杉本博治君） さらに質疑ございませんか。20番

○20番（安田健次郎君） 実質的な被害が少ない、緩和処置を取っているようでありますから、あえて、その点については、また後ほどもう少し吟味しますけれども、ただ、職労との協議はしてるんですけども、合意はしてるのかどうかね。ただ、答え、協議だけしたということで、物別れなのか、そこら辺は合意したのかどうかということ聞いておきたいと思います。

それで、これに伴って、これも関連なっちゃうんですけどね、人を嘱託であれ、臨時職員であれ、雇用する際には協定なり、本人の合意というか、本人との合意がなされると思うんですけども、学校関係にかかわる事務補助員、それから校務員、この方々が、今、現場で毎月いっばいで60歳定年制を供用したり、もしくは、本庁の方の職

員から校務員に配属されるという噂が流れています。ですから、中央で、この間も質問したはずなんですけども、中央で65歳定年制を供用して間もなくなると思うんですけど、ああいう嘱託部分、臨時職員部分については、あえて60歳定年がなぜ必要なのかね。

それで、私が今聞きたいのは、これからの審議に必要なんで伺いますけど、校務員との協定、それから事務補助員との協定というのがあると思うんですね。それで、これ確か昔はね、昔はというと、旧若美町の場合は、まあまあ、非常にオールマイティー的な仕事を要求されますので、ストーブの果てから、銀行の果てから、掃除の果てからね、いろいろあるわけで、慣れた人がベターだということで70歳まで雇用していたはずなんですよ。おおよそね。本人の合意も必要なんですけど。それが機械的に60歳でなされますと、果たして、そういう特殊な校務員的な要員の方々というかね、それに必要な方々を雇用してるんで、単純に60歳定年制でやりますと、多少現場での弊害というかね、教職員がきわめて良好な環境の中でね、事業を行うという、やっぱり背景を支える、こういう重要な任務だと思うんですね。そういう点でのあり方というのはね、ちょっと本人方が納得してるのであればね、それはそれなりの協定が破棄されても、自ら破ってもそれは仕方がないんですけどね、こういう機械的な一連の人事採用というのはね、どうなのかちょっと気になりますので、この点について、詳しくもしわかってる範囲内であったらお知らせ願えればなというふうに思うんです。

それから、人事勤務評定、まだ試行錯誤、試行中だと、一次選定して二次選定までにはまだ時間がかかるようなニュアンスの答え方なんですけども、いずれはやっぱり、これを採用するという方向で今検討してるんでしょうか。確認しておきたいと思います。

○議長（杉本博治君） 板橋総務企画部長

【総務企画部長 板橋継喜君 登壇】

○総務企画部長（板橋継喜君） この条例の件につきまして、職員団体とも協議をいたしてございます。それで基本的に合意したということでございます。

それから、今後の勤務実績、勤務評定制度を地方公務員法に基づいて制定いたしてございますが、これらについては、人事委員会等も導入するべきだと、ただ、まだ制度的に、先ほど申し上げましたように確立されておられない。国の方でも確立されてお

らない。と同時に、私どもの方でも問題点等もございます。それから、いろいろ職員団体等の協議等もございますので、当面試行でまいりたい。いずれ、そういう確立された統一的なものができるときには、導入されていくというふうになるかと存じます。

○議長（杉本博治君） 宇佐美教育次長

【教育次長 宇佐美金治君 登壇】

○教育次長（宇佐美金治君） 安田議員の質問にお答えいたします。

臨時校務員の件でございますけれども、旧若美地区の学校では、この校務員がすべて個人委託をしていたものでございます。しかしながら、この個人委託というのは、労基法上違法ということで、これは臨時に切り替えなければならないと、こういうことが指摘されまして、今回、委託から臨時に切り替えたものでございます。

それから、70歳までというようなことがありましたけれども、その中には、毎年1年ずつ更新をすると、そういう項目が入っております。それで、旧男鹿市の場合は、校務員については、行二表に該当すると、全員が正職員でございます。60歳定年制をとっております、これに倣いまして、若美地区の場合も60歳定年でいきたいと、そういうことで今回お話をしたわけでございます。

それから、旧男鹿市の小中学校には、全員が正職員の校務員を配置してまして、大きい学校では2名おります。そこで、旧若美地区の学校にも、ぜひ1校当たり1人の正職員を配置したいとこう考えまして、旧男鹿市の方から若美地区の方に正職員を各校1名ずつ配置したと。そのかわり、若美地区におった今度臨時職員となる人を旧男鹿市の方に入れまして、正職員と臨時と2人体制を組むというようなことを、そういう体制を取ったわけでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（杉本博治君） 20番

○20番（安田健次郎君） 勤務評定についての問題については、一つは、勤務評定については、先駆けてやる、確立されても先駆けてやる必要はないなと思つたんで、あえて質問させていただいたんですけども、とりあえずはやらないということで、ほっとしましたけれども。

もう一つ、さっき市道認定のことで、調査をして調べるという答えなんですけども、私が、気になるのはね、多分狭いからだというような言い方なんで、狭い場合は認定

できないのかどうかね。これを確認しておきたいと思います。狭いとか、いわゆる一定の基本的な条件あるんですけども、狭い場合は絶対できないのかね。ああいう誰が見ても市道認定に当たり得ると思ってる部分、しかもそういう背景の下に施工されたところでもね、規格に合わないとやっぱりできないのかという点で、ちょっと気になりますので、そういう特殊な事情というか、ある意味では特殊なるのかね。例外的なものは認めないのかどうか。今まで、旧男鹿市の場合なかったのかどうかね、そこら辺ちょっと確認しておきたいと思います。

学校校務員の問題ね、別に法規上、これは個人委託よりは、それはそうだと思うんですけども、旧若美の場合は、個人と当事者との協定してると思うんですね。当然、私、雇用される方々は、まあまあ60歳過ぎてもという思い、それから体さえ健康であれば65歳ぐらいまでは働けるだろうという思いで合意したと思うんですよ。それが、急遽変わるということになるとね、普通先ほどから、きのうも介護保険から全部緩和処置取ってますけども、そういう場合のね、緩和処置というのは考えられないのかどうか。一律に、今、男鹿市の方が労働基準法上、正式な雇用の方式であったとしてもね、個人との尊厳の問題なんですけども、個人との、使用者側との協定を思っただけで日夜頑張っている方々についてもね、緩和的な処置というのも私はあってもいいのかなというふうに思うんですけども、そういうご配慮というのはなされないものなのかね、ちょっと確認だけしておきたいと思います。

○議長（杉本博治君） 山口産業建設部長

【産業建設部長 山口浄児君 登壇】

○産業建設部長（山口浄児君） お答えいたします。

先ほど、市道認定のためには、基本的な条件とか、あるいは構造上の要件とかと、あることを申し上げましたけれども、いずれその路線について、何を満たしていなかったのか、これから調査したいと思いますので、よろしく願いいたします。

これまでということですけども、これもちょっと、今資料がございませんので、あとで報告したいと思います。

○議長（杉本博治君） 宇佐美教育次長

【教育次長 宇佐美金治君 登壇】

○教育次長（宇佐美金治君） 再質問にお答えいたします。

緩和措置を取られないかということをございますけれども、現在、若美地区に臨時の校務員が2名おります。1名が、69歳でございます。それから、もう1名が確か62歳というようなことございまして、これを緩和して延ばすとなると、ほかの給食調理員とか、その他の方にも波及させていかなければならないと、そういうようなことがありまして、事前に通告はしておるところでございます。ひとつよろしくご理解をお願いします。

○20番（安田健次郎君） 終わります。

○議長（杉本博治君） 20番安田健次郎君の質疑を終結いたします。

以上で、通告による質疑は終了いたしました。ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（杉本博治君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

次に、議案第11号から第37号までについては、ご配布いたしております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

日程第2 予算特別委員会の設置

○議長（杉本博治君） 日程第2、予算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。議案第3号から、第10号まで、及び議案第38号から第49号までについては、委員会条例第6条に基づき、議員37人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杉本博治君） ご異議なしと認めます。よって、本20件は37人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。予算特別委員会は、3月6日午前10時より議事堂に招集いたします。

以上、告知いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

明日4日から14日までは議事の都合により休会し、3月15日、午後2時より本会議を再開し、各委員長の報告を求めることにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前 11 時 36 分 散 会

議案付託表

総務委員会

- 議案第 2 0 号 男鹿市若美児童館条例を廃止する条例について
- 議案第 2 1 号 若美町広報無線施設設置条例を廃止する条例について
- 議案第 2 2 号 男鹿市土地開発公社の事業の総合調整及び助成等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2 3 号 男鹿市行政組織条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2 4 号 男鹿市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第 2 5 号 男鹿市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2 6 号 男鹿市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について

教育厚生委員会

- 議案第 1 1 号 男鹿市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 2 号 男鹿市保育園条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 3 号 男鹿市へき地保育園の一部を改正する条例について
- 議案第 1 4 号 男鹿市児童館条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 5 号 男鹿市安全・安心のまちづくり条例の制定について
- 議案第 2 7 号 男鹿地区消防一部事務組合格約の一部を変更する規約の協議について
- 議案第 2 8 号 男鹿地区衛生処理一部事務組合格約の一部を変更する規約の協議について
- 議案第 2 9 号 大潟地区衛生処理組合格約の一部を変更する規約の協議について

産業建設委員会

- 議案第 1 6 号 男鹿市牧野管理条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 7 号 男鹿市商工業振興促進条例の一部を改正する条例について

- 議案第 18 号 男鹿市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 議案第 19 号 男鹿市水道事業、ガス事業及び簡易ガス事業の設置等に関する条例並びに男鹿市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 議案第 30 号 男鹿市下水道事業特別会計への繰入れについて
- 議案第 31 号 男鹿市農業集落排水事業特別会計への繰入れについて
- 議案第 32 号 男鹿市漁業集落排水事業特別会計への繰入れについて
- 議案第 33 号 公有財産の無償譲渡について
- 議案第 34 号 公有財産の無償譲渡について
- 議案第 35 号 公有財産の無償譲渡について
- 議案第 36 号 市道の廃止について
- 議案第 37 号 市道の認定について

予算特別委員会

- 議案第 3 号 平成 17 年度男鹿市一般会計補正予算（第 5 号）について
- 議案第 4 号 平成 17 年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 5 号 平成 17 年度男鹿市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 6 号 平成 17 年度男鹿市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 7 号 平成 17 年度男鹿市デイサービス事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 8 号 平成 17 年度男鹿市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 議案第 9 号 平成 17 年度男鹿市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 10 号 平成 17 年度男鹿みなと市民病院事業会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 38 号 平成 18 年度男鹿市一般会計予算について
- 議案第 39 号 平成 18 年度男鹿市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第 40 号 平成 18 年度男鹿市老人保健特別会計予算について

- 議案第 4 1 号 平成 1 8 年度男鹿市診療所特別会計予算について
- 議案第 4 2 号 平成 1 8 年度男鹿市介護保険特別会計予算について
- 議案第 4 3 号 平成 1 8 年度男鹿市デイサービス事業特別会計予算について
- 議案第 4 4 号 平成 1 8 年度男鹿市下水道事業特別会計予算について
- 議案第 4 5 号 平成 1 8 年度男鹿市農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第 4 6 号 平成 1 8 年度男鹿市漁業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第 4 7 号 平成 1 8 年度男鹿みなと市民病院事業会計予算について
- 議案第 4 8 号 平成 1 8 年度男鹿市上水道事業会計予算について
- 議案第 4 9 号 平成 1 8 年度男鹿市ガス事業会計予算について